

資料 4

対象とする外国人の
範囲について

(1) 日本に入国・在留する外国人に対する在留カードの交付対象範囲について

在留資格等	内 容	在留できる期間等
仮上陸の許可(法13)	上陸手続中の外国人に仮に認める上陸許可	上陸手続が完了するまでの間 / 住居及び行動範囲の制限あり
上陸の特例	船舶・航空機の乗客による買物、休養などの上陸許可等	30日を超えない範囲 / 通過経路、行動範囲等の制限あり
一時庇護のための上陸の許可(法18の2)	船舶・航空機の外国人が難民の可能性があり、一時的に上陸させることが相当である際の上陸許可	6月を超えない範囲 / 上陸期間、住居及び行動範囲の制限あり
仮滞在の許可(法61の2の4)	在留資格未取得外国人から難民認定の申請があった場合の滞在許可	3月を超えない範囲 / 住居、行動範囲、活動の制限あり
在留資格の取消しに伴う出国準備期間(法22の4⑥)		
出国命令により出国期限を指定され、その範囲(15日を超えない範囲)内の者(法55条の3)		
日米地位協定該当者、国連軍協定該当者		
外交	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動を行う期間
公用	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	公用活動を行う期間
短期滞在	観光客、会議参加者等	90日、30日又は15日
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	1年、6月、3月又は15日
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子	3年、2年、1年、6月又は3月
文化活動	日本文化の研究者等	1年又は6月
就学	高等学校、専修学校(高又又は一般過程)等の生徒	1年又は6月
研修	研修生	1年又は6月
特定活動	高度研究者、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー及び技能実習の対象者等	5年、4年、3年、2年、1年、6月又は法務大臣が指定する期間
留学	大学、短科大学等の学生	2年又は1年
教授	大学教授等	3年又は1年
芸術	作曲家、画家、著述家等	3年又は1年
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	3年又は1年
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン	3年又は1年
投資・経営	外資系企業等の経営者・管理者	3年又は1年
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	3年又は1年
医療	医師、歯科医師、看護師	3年又は1年
研究	政府関係機関や私企業等の研究者	3年又は1年
教育	中学校・高等学校等の語学教師等	3年又は1年
技術	機械工学等の技術者	3年又は1年
人文知識・国際業務	通訳、デザイナー、私企業の語学教師等	3年又は1年
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者	3年又は1年
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等	3年又は1年
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子	3年又は1年
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している子	3年又は1年
定住者	インドシナ難民、日系3世、中国残留邦人等	3年、1年又は法務大臣が指定する期間
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限
特別永住者(入管特例法3～5)	平和条約国籍離脱者及びその子孫	無期限
出生してから60日以内の者(法22の2)		
日本国籍離脱してから60日以内の者(法22の2)		
日米地位協定等該当でなくなつてから60日以内の者(法22の2)		

適法な在留外国人

特別永住者の取扱いについては未定

在留カード交付対象者※)

現行の外国人登録制度の対象者

対象者制度

違法な在留外国人(不法入国者、不法残留者)

注 法…出入国管理及び難民認定法 入管特例法…日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

※「在留カード交付対象者」は「新たな在留管理制度に関する提言」を踏まえたもの

(2) 外国人台帳制度との関係

(基本構想・・・在留カード交付対象者及び特別永住者等台帳制度の対象)

適法な在留者に係る在留期間と活用される主な行政サービス

不法滞在者へのサービス提供の有無及び在留期間別のサービス提供の有無について、
 ◎・・・行政サービスが提供される
 ○・・・基本的に行政サービスが提供される
 ×・・・基本的に行政サービスは提供されない

(東京都23特別区より6区を抽出調査)

主な行政サービス	外国人登録の要否	不法滞在者	在留期間別のサービス提供の有無		備考
			90日以内	90日を超える～1年未満	
○ 住民に対する行政サービス					
国民健康保険	必要	×	×	○※	※ 1年以上在留すると認められる場合、サービス提供
後期高齢者医療	必要	×	×	○※	※ 1年以上在留すると認められる場合、サービス提供
介護保険	必要	×	×	○※	※ 1年以上在留すると認められる場合、サービス提供
国民年金	必要	×	◎	◎	
児童手当	必要	×	×	○	「興行」と「短期滞在」は除く
○ 各法において、人道的見地などにより外国人登録の有無に係わらず提供されるサービス例					
行旅病人	不要	○	○	○	
結核予防	不要	◎	◎	◎	
○ 市町村独自のサービス					
図書館貸出	必要	×	◎	◎	◎

※ 各種行政サービスのうち主要なものについては、90日を超える者をサービス提供の対象としていることが多い。